一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和2年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

(一般廃棄物処理施設の維持管理等)

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、当該許可に係る一般 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環 境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

Ⅱ 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
- (1) 地下水観測井(下流)
- (2) 地下水観測井(上流)
- (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量 単位:kg

۷ <u>۱//</u>	\1 0	た焼未	物の種類が	とい 里												単位:Kg
	Į	頁	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
			収集ごみ	75, 150	80, 530	87, 400	86, 440	89, 130	87, 500	83, 720	78, 050	82, 120	75, 620		80, 160	972, 100
	可燃	はごみ	搬入ごみ	18, 150	21, 870	14, 880	14, 120	13, 660	10, 100	14, 950	12, 790	12, 290	7, 000	,	11, 800	159, 670
			小 計	93, 300	102, 400	102, 280	100, 560	102, 790	97, 600	98, 670	90, 840	94, 410	82, 620	74, 340	91, 960	1, 131, 770
			収集ごみ	10, 360	10, 230	8, 740	9, 190	7, 710	7, 820	8, 130	7, 390	9, 580	6, 060	5, 300	7, 740	98, 250
	不燃	*だみ	搬入ごみ	18, 940	28, 040	16, 540	22, 840	15, 810	13, 860	12, 760	14, 580	9, 780	2, 240	6, 770	11, 860	174, 020
			小 計	29, 300	38, 270	25, 280	32, 030	23, 520	21, 680	20, 890	21, 970	19, 360	8, 300	· ·	19, 600	272, 270
家		粗大	ごみ	1, 430	370	220	960	170	540	560	200	720	0		420	6, 050
			ダンボール	16, 340	10, 630	21, 290	21, 940	14, 750	24, 810	32, 570	9, 000	3, 840	13, 030		36, 600	224, 730
			新 聞	5, 900	6, 210	7, 190	0	6, 600	6, 230	6, 680	0	9, 020	7, 960	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0	63, 070
	Į,	古 紙 類	類雑 誌	7, 810	9, 750	7, 850	15, 090	0	6, 760	7, 420	5, 960	7, 890	6, 500	· ·	6, 980	88, 010
			紙パック	374	0	0	0	504	0	0	0	0			354	1, 726
	資		小 計	30, 424	26, 590	36, 330	37, 030	21, 854	37, 800	46, 670	14, 960	20, 750	27, 984	,	43, 934	377, 536
庭			無色びん	0	12, 260	0	0	0	0	0	0	0	13, 360	0	0	25, 620
	- .	ガラス類	茶色びん	13, 520	0	0	0	0	0	14, 430	0	0	-	-	0	27, 950
	ď	ハノヘス	その他びん	0	0	12, 630	0	0	0	0	0	0		_	12, 850	25, 480
	源		小 計	13, 520	12, 260	12, 630	0	0	0	14, 430	0	0	10,000		12, 850	79, 050
	//示		スチール缶	0	0	2, 100	0	0	2, 140	0	0	1, 480	0	_	2, 060	7, 780
	إ	金属類	アルミ缶	0	0	4, 860	0	0	5, 040	0	0	4, 650	0	•	5, 200	19, 750
_>		···	金属スクラップ	3, 780	22, 840	11, 810	3, 780	8, 760	4, 240	8, 590	6, 140	8, 110		0, 200	15, 320	98, 620
_			小 計	3, 780	22, 840	18, 770	3, 780	8, 760	11, 420	8, 590	6, 140	14, 240		0, 200	22, 580	126, 150
	ات		へ゜ットホ゛トル	2, 426	2, 536	2, 476	3, 378	4,130	3,288	2, 536	3, 408	1, 714			2, 596	33, 760
	-	^{) °} ラスチック类	発泡スチロール	0	0	500	0	0	0	0	0	402	0	ŭ	0	902
			その他	3, 600	5, 470	1, 830	5, 480	5,590	7,360	1, 820	3, 560	5, 440			8, 810	56, 060
	L		小 計	6, 026	8, 006	4, 806	8, 858	9, 720	10, 648	4, 356	6, 968	7, 556			11, 406	90, 722
		<u>布</u>	類	273	0	219	0	214	153	126	0	207	0		0	1, 404
み	み 1	使用済	小型家電	0	0	1, 887	2, 326	0	0	1, 844	0	0	,	0	1, 427	9, 796
			乾電池	0	2, 611	0	0	0	0	0	0	0	_	_	0	2, 611
		有害ごみ	蛍光管	0	1, 390	0	0	0	0	0	0	0		_	0	1, 390
	L		小計	0	4, 001	0	•	•	0 001	0	0	0	_	_	0 107	4, 001
			計	54, 023	73, 697	74, 642	51, 994	40, 548	60, 021	76, 016	28, 068	42, 753		44, 778	92, 197	688, 659
		合	計	178, 053	214, 737	202, 422	185, 544	167, 028	179, 841	196, 136	141, 078	157, 243	140, 842	131, 648	204, 177	2, 098, 749
Ш		累	計	178, 053	392, 790	595, 212	780, 756	947, 784	1, 127, 625	1, 323, 761	1, 464, 839	1, 622, 082			2, 098, 749	000 000
	Alle	_	燃ごみ	60, 940	46, 260	59, 730	63, 420	68, 210	62, 710	72, 500	55, 320	58, 300		· ·	56, 250	690, 230
事ご	業		燃ごみ	33, 260	38, 150	11, 730	11, 890	7, 450	31, 750	17, 000	14, 130	14, 250	,		12, 250	205, 680
٦		み	合計	94, 200	84, 410	71, 460	75, 310	75, 660	94, 460	89, 500	69, 450	72, 550	,	· ·	68, 500	895, 910
1	413		累計	94, 200	178, 610	250, 070	325, 380	401, 040	495, 500	585, 000	654, 450	727, 000	774, 400	827, 410	895, 910	00 000 117
-	総田	合	計	272, 253	571, 400	845, 282	1, 106, 136	1, 348, 824	1, 623, 125	1, 908, 761	2, 119, 289					
	累		計	333, 193	904, 593	905, 012	1, 169, 556	1, 417, 034	1, 685, 835	1, 981, 261	2, 174, 609	2, 407, 382	2, 581, 644	2, 764, 252	ა, u5u, 9u9	Z1, 3/5, 280

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位:kg

_		100 1 1 1 1 1 1 1 1													<u> </u>
	項	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
	不燃	ごみ	50, 150	39, 720	13, 430	29, 280	12, 300	34, 830	19, 950	22, 620	17, 670	9, 740	12, 740	8, 290	270, 720

3 最終処分場維持管理状況 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

5 <u>於処分場維持官埋状况</u>	※一般廃棄物の最終処分す	あ及 ひ 生 未	発来物の	取於処分學	別に徐る技	州上の基準	年を正める	百つに基	つく維持	官埋				
維持 管 理	の 状 況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	# 1 /2 /# 0
擁壁等	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	第1条第2 項
7年 中	必要な措置を講じた日]点 第7号
	措置の内容													ני ינגע
	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	<i>//</i>
遮水工	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	第1条第2 項
巡小工	必要な措置を講じた日													坦 第9号
	措置の内容													מאל
	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	7/T 1 /Z /T/T 0
調整池	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	第1条第2 項
調金心	必要な措置を講じた日													坦 第13号
	措置の内容													12010 T
	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	*** 1 & *** 0
浸出液処理設備	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	第1条第2 項
没山水处连改渊	必要な措置を講じた日													坦 第14号口
	措置の内容													ייית דיות
	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	## 1 /Z ## 0
浸出液処理設備に設けられた導水	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	第1条第2 項
管又は配管の防凍措置	必要な措置を講じた日													頃 第14号の2
	措置の内容													7077 7072

4 最終処分場残余容量の測定 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位:㎡

維持管理の状況	点検頻度	測 定 年 月 日	埋立容量埋		余容量 関係法令
残余容量	年1回	3月31日	55, 000	639	33, 171 第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等

(1) 地下水観測井(下流) 採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

· -												
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月12日	7月8日	8月20日	9月11日	10月9日	11月13日	12月11日	1月6日	2月12日	3月12日
結果の得られた日	5月7日	5月20日	6月23日	7月15日	8月28日	9月24日	10月19日	11月24日	12月18日	1月15日	2月25日	3月18日
塩化物イオン	4. 5	6. 0	6. 7	6.8	7. 2	7. 0	7. 0	7. 3	5. 6	4. 2	5. 6	4. 2
電気伝導率	18. 1	18. 8	17. 1	22. 5	17. 0	17. 1	16. 9	17. 0	9. 84	9. 61	9. 82	9. 29
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容				•							·	

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

9 1 1 1						-	
項 目	1回目 2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日 11月13日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月23日 12月18日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	,	ジクロロメタン	< 0.001	< 0.001	チオベンカルブ	< 0.002	-
総水銀	< 0.0005 < 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0002 < 0.0002	1, 2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛		1, 1-ジクロロエチレン	< 0.001	•	1, 4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.05 < 0.05	1, 2-ジクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	0.001 0.00	1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	,	1, 1, 2-トリクロロエタン	< 0.0006		必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005 < 0.0005	1, 3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年 2 回検査その 2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	容	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日 11月13日	ダイオキシン類	0. 25	0. 32	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月23日 12月18日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井(上流)

採水場所: 弟子屈町字美留和79番地1

① 毎月検査

· <u> </u>												
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月12日	7月8日	8月20日	9月11日	10月9日	11月13日	12月11日	1月6日	2月12日	3月12日
結果の得られた日	5月7日	5月20日	6月23日	7月15日	8月28日	9月24日	10月19日	11月24日	12月18日	1月15日	2月25日	3月18日
塩化物イオン	5. 2	5. 2	5. 1	6. 5	5. 4	5. 5	5. 5	5. 8	13. 0	5. 5	4. 3	5. 6
電気伝導率	10. 4	11. 0	10. 0	22. 7	10.0	9. 98	10. 1	10. 2	11. 0	9. 83	9. 47	9. 87
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日		·							·	·		
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

<u> </u>							
項目	1回目 2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日 11月13日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月23日 12月18日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005 < 0.0005	ジクロロメタン	< 0.001	< 0.001	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005 < 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0002 < 0.0002	2 1, 2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001 < 0.00	1, 1-ジクロロエチレン	< 0.001	•	1, 4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.05 < 0.05	1, 2-ジクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	0.001 0.00	1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1 < 0.	1, 1, 2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005 < 0.0005	1, 3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

L	項 目	内容	\$	項	目	内	容	項	<u> </u>	1回目	2回目
ľ	採取した日	5月11日	11月13日	ダイオキシン類		0. 18	0. 093	必要な措置を講じた	5日		
I	結果の得られた日	6月23日	12月18日	異常の有無		無	無	講じた措置の内容			

(3) 放流水採取口

採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月12日	7月8日	8月20日	9月11日	10月9日	11月13日	12月11日	1月6日	2月12日	3月12日
結果の得られた日	5月7日	5月20日	6月23日	7月15日	8月28日	9月24日	10月19日	11月24日	12月18日	1月15日	2月25日	3月18日
水素イオン濃度(水素指数)	7. 2	7. 2	7. 3	7. 5	7. 6	7. 6	7. 5	7. 5	7. 6	7. 6	7. 3	7. 5
生物化学的酸素要求量	0. 2	0. 3	0. 7	0. 2	0. 5	0. 2	< 0.2	0. 4	1. 3	0. 3	< 0.2	< 0.2
化学的酸素要求量	8. 6	6.8	6. 7	6.8	8. 6	4. 7	7. 5	8. 4	11. 0	7. 4	4. 2	9. 7
浮遊物質量	3. 0	2. 0	2. 0	2. 0	< 1.0	1. 0	3. 0	1. 0	4. 0	2. 0	2. 0	2. 0
窒素含有量	4. 6	4. 3	4. 3	6. 1	8. 0	2. 5	4. 8	5. 8	6. 7	5. 1	1. 5	6. 6
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

<u> </u>	<i>/</i> •\	バスルンペー	カリスス	サインニンコー3	3人 0 庄木光木 15 0 软木 C	アララール ひえ	1117	74-T		יו חי	オルボタルで表すいでして入り	オバネオルスオバ				
項目	1	1回目	2[回目	項		1[回目	2回]目	項	目	1	回目	2	回目
採取した日	5)	月11日	11,5	13日	1, 2-ジクロロエタン		<	0.002	<	0. 002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動	植物油脂類)	<	1	<	1
結果の得られた日	6.	月23日	12 F	18日	1, 1-ジクロロエチレン		<	0.002	<	0.002	フェノール類含有量		<	0. 2	<	0. 2
アルキル水銀化合物	<	0. 0005	<	0.0005	シス-1,2-ジクロロエチ	・レン	<	0.002	<	0.002	銅含有量		<	0.005	<	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<	0.0005	<	0.0005	1, 1, 1-トリクロロエタン	ン	<	0.002			亜鉛含有量		<	0.005		0. 013
カドミウム及びその化合物	<	0. 001	<	0.001	1, 1, 2-トリクロロエタン	ン	<	0.002			溶解性鉄含有量			0. 03	<	0. 02
鉛及びその化合物	<	0. 005	<	0.005	1, 3-ジクロロプロペン		<	0.002	<	0.002	溶解性マンガン含有量		<	0. 01		0. 01
有機燐化合物	<	0. 02	! <	0. 02	チウラム		<	0. 001	-		クロム含有量		<	0.005	<	0. 005
六価クロム化合物	<	0. 05	<	0.05	シマジン		<	0. 001	<	0.001	大腸菌群数			0		0
砒(ひ)素及びその化合物		0. 002	2	0.003	チオベンカルブ		<	0.002	<	0.002	燐含有量			1. 4		0. 7
シアン化合物	<	0. 1	<	0. 1	ベンゼン		<	0.002	<	0.002	1, 4-ジオキサン		<	0.005	<	0. 005
ポリ塩化ビフェニル	<	0. 0005	<		セレン及びその化合物		<	0. 001	<	0.001	異常の有無			無		無
トリクロロエチレン	<	0. 002	! <	0.002	ほう素及びその化合物			0. 31		0. 2	必要な措置を講じた日					
テトラクロロエチレン	<	0. 002	<	0.002	ふっ素及びその化合物		<	0. 1	<	0. 1	講じた措置の内容					
ジクロロメタン	<	0. 002	<	0. 002	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物	あ及び硝酸化合物	•	6. 6		3. 7						
四塩化炭素	<	0.002	! <	0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	量(鉱油類)	<	1	<	1						

③ 年 2 回検査その 2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日 11月13日	ダイオキシン類	0. 000054	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月23日 12月18日	異常の有無	無無	講じた措置の内容		